

津警察署協議会議事録

令和7年度第1回津警察署協議会	
日 時 場 所	令和7年7月4日（金）午後3時～午後4時30分 津警察署1階会議室
出 席 者	1 三重県公安委員会委員 村田典子委員 2 警察署協議会 13名 秋山さなみ委員、上出善子委員、大川将寿委員、 小黒敏克委員、加瀬由美子委員、香田佳永委員、 関井英志委員、竹尾久美子委員、中村徹委員、 野田恵子委員、降旗道男委員、前田重憲委員、 若林佐知子委員 3 警察署 13名 署長、副署長、会計課長、事件指導官、警務課長、 留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、 刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
1 委嘱状交付 2 公安委員会委員挨拶 3 警察署長挨拶 4 警察署幹部及び警察署協議会委員自己紹介 5 会長、副会長の選出 警察署協議会委員の互選により、会長に加瀬委員を選出した。会長が秋山委員を副会長に指名した。 6 管内治安情勢（警察署長） (1) 犯罪情勢 (2) 交通事故発生状況 7 協議内容 自転車の歩道通行について ＜委員＞ 道幅が狭い場合、自転車の車道通行に危険を感じる。自転車の歩道通行について、見解を教えてください。 【交通第二課長】 自転車は車道通行が原則である。自転車の交通違反は、来年4月からいわゆる「青切符」による取締りが行われることになった。取締りに対する考え方は、悪質で危険な行為や警察官の警告に従わずに違反行為を続けた場合を対象としている。例えば、スピードを出して歩道を通行し、歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合や警察官の警告に従わずに歩道通行を続けた場合には取締りを受ける場合がある。 【署長】 自転車は車道通行が原則だが、例えば、自転車歩道通行可の道路標識がある場合等、歩道を通行することができる場合	

8 公安委員会委員講評 9 警察署長謝辞	もある。ただ、歩道を通行する場合にも原則があり、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げてはいけない。 【交通第一課長】 自転車歩道通行可等の標識規制要望については、設置基準や例外規定もあるが、要望をいただければその都度検討していく。
備 考	